

保育所等に勤務する方の

保育士資格取得支援事業



事業内容

施設に対して、雇用している保育士資格を有していない方が、保育士資格を取得するための受講料等を補助します。

補助の内容

養成施設の受講料

受講に要した経費の1/2が補助対象
上限額

- ・30万円（養成校卒業による取得）
- ・10万または20万（特例制度を利用して取得）

交付の対象となる施設（申請者）

福岡市内の

- ・保育所
- ・認定こども園への移行を予定している幼稚園
- ・乳児院
- ・児童養護施設（公立を除く）

対象となる要件

- ・対象となる施設に勤務していること。
- ・令和8年4月1日以降に、養成施設において受講を開始し、受講後卒業により保育士資格を取得すること、または受講後保育士試験の全てを免除される方法（特例制度★）により保育士資格を取得すること

★特例制度対象者

幼稚園教諭免許状を有し、幼稚園等において3年かつ4,320時間以上の実務経験がある方

- ・保育士証交付後、対象施設において保育士として勤務を開始し、1年間以上勤務すること。

実施する場合、実施計画書の提出が必要です。
詳細については、指導監査課までお問い合わせください。
必要書類をお渡します。

【問合せ先】

福岡市こども未来局子育て支援部
指導監査課 指導第2係
TEL(092)711-4262



令和8年4月作成